

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 （ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	文部科学省
	☒ 県	担当部局課室	教育委員会義務教育課
	☐ その他	名 称	
件名	特別支援学級の学級編制基準の見直しについて		
提案市	須坂市		
提案要旨	児童生徒の障害や発達段階に応じた丁寧な指導や保護者支援を行うため、国として特別支援学級の学級編制標準の上限を１学級６人に引き下げることを要望する。 また、県においては、通学区（地域）の学校で生活单元や自立活動を取り入れた特別な教育課程による学びを保障するため、知的障がい学級の設置基準を１人からに引き下げることを要望する。		
提案理由	令和３年度の文部科学省通知を受け令和４年度第375号通知で「自閉症・情障学級で、概ね週の授業時間の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと」とされている。社会状況の変化により自閉症・情緒障がい学級に入級する児童生徒の障害の状況が多様で程度が強くなる傾向にある中、上記に示されたような授業を行うためには８人という上限は学校体制をとってもかなり心身に負担を課している。特に小学校においてはフリーとなる教員がいない状況がある。更に、保護者の状況も様々で不安定さへの対応も必要になっている。 また、国は特別支援学級を１名から設置できるようになっているが、長野県は３名以上でないとい新設あるいは再開ができず、異なる教育課程が必要な知的障がいの診断のある児童生徒も通常の学級或いは知的障がい学級のある他校に地域外通学をしなければならない。		
現況及び課題等	・ 自情障学級入級児童13人（1年2名、2年3名、4年4名、5年4名）で2学級となったが、それぞれの特性が刺激になって強くなったり相容れずに不適應を起こしたりして、学校の窓ガラスを割り続けたり、登校渋りが見られたりするなど、保護者との支援会議も含め教員1名での対応に限界がある。他への被害がないよう、衝動的な行動を回避するために当たり障りのない対応にならざるを得ない状況である。 ・ 知的障がい学級入級の判断を受けた来入児が転居してくることになったが、知的障がい学級がなく、隣接の学校への区域外通学とした。知的障がい児に必要な学びへの理解が進まず、発達に応じた教育課程や指導支援が必要であっても、就学についての相談が難しく、中学進学後に不登校になったり進路決定ができずにいたりする状況となっている。		
関係法令	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 学校教育法施行規則		